

第4章 課題解決に向けた具体的施策

第4章では、大綱第4「指標の改善に向けた当面の重点施策」に示されている教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援に照らし合わせて、本県の具体的施策を位置づけます。

1 教育の支援

○教育の支援 和歌山県関連施策一覧

大綱第4の区分	大綱の支援項目	県の具体的施策	担当課
(1)学校をプラットホームとした総合的な子供の貧困対策の展開	学校教育による学力保障	きのくに学力向上総合戦略	義務教育課
		子供の貧困問題に関する校内研修等の実施	人権教育推進室、県立学校教育課・特別支援教室、義務教育課、教育センター学びの丘
	学校を窓口とした福祉関連機関等との連携	不登校等総合対策事業	県立学校教育課、義務教育課、教育センター学びの丘
		家庭教育子育て支援推進事業	生涯学習課
		生活保護制度（生業扶助）	福祉保健総務課
	地域による学習支援	地域ふれあいルーム推進事業	生涯学習課
		子どもの居場所づくり推進事業★	生涯学習課
		きのくにコミュニティスクール推進	生涯学習課、県立学校教育課・特別支援教室、義務教育課
		地域子ども団体育成	青少年・男女共同参画課
	高等学校等における就学継続のための支援	就職支援プロジェクト	県立学校教育課
		高等学校等学び直し支援	公立：教育総務課、私立：文化学術課
		特別支援教育振興事業	特別支援教室
		若者自立支援事業	青少年・男女共同参画課
(2)貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上	-	幼児教育の質の向上	子ども未来課、義務教育課
		家庭教育子育て支援推進事業	生涯学習課

大綱第4の区分	大綱の支援項目	県の具体的施策	担当課
(3)就学支援の充実	義務教育段階の就学支援の充実	基本研修事業・専門研修事業	教育センター学びの丘
		不登校等総合対策事業【再掲】	義務教育課、教育センター学びの丘
	「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などによる経済的負担の軽減	高等学校等就学支援金	公立：教育総務課、私立：文化学術課
		和歌山県高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)	公立：生涯学習課、私立：文化学術課
		私立高等学校授業料減額補助事業	文化学術課
	特別支援教育に関する支援の充実	特別支援教育就学奨励費	教育総務課、特別支援教育室
		特別支援教育振興事業（教育相談等早期支援）	特別支援教育室
	高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済支援の充実	和歌山県修学奨励	生涯学習課
	国公私立大学生・専門学校生等に対する経済的支援		
(4)大学等進学に対する教育機会の提供		和歌山県大学生等進学給付金★	生涯学習課
		子どもの居場所づくり推進事業★【再掲】	生涯学習課
		児童福祉施設措置費	子ども未来課
		わかやまひとり親家庭アシスト（うち見守り支援）	子ども未来課
		地域共育コミュニティ形成促進事業	生涯学習課
		地域ふれあいルーム推進事業【再掲】	生涯学習課
(5)生活困窮世帯等への学習支援	-	中学校夜間学級の設置促進	義務教育課
		学校における食育推進及び学校給食衛生管理に関する研修	健康体育課
		補食給食	健康体育課
		児童福祉施設措置費【再掲】	子ども未来課
		和歌山こども食堂支援★	子ども未来課
(6)その他の教育支援	夜間中学校の設置促進	中学校夜間学級の設置促進	義務教育課
	子供の食事・栄養状況の確保	学校における食育推進及び学校給食衛生管理に関する研修	健康体育課
		補食給食	健康体育課
	多様な体験活動の機会の提供	児童福祉施設措置費【再掲】	子ども未来課

(1) 学校をプラットホームとした総合的な子供の貧困対策の展開

(学校教育による学力保障)

- 家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、きめ細やかな指導を推進します。
- 県内の各学校に対して、教員が子供の貧困問題に関する理解を深めるための研修を実施し、学校における支援体制を充実させます。

きのくに学力向上総合戦略（義務教育課）

県学習到達度調査を実施し、子供たちの学力の定着状況をきめ細かく把握するとともに、授業改善や個に応じた指導の充実を図ります。また、子供たちの基礎学力とそれらを活用する力や学習習慣の定着をめざした教材を作成し、この教材の活用により学力の向上を図ります。

子供の貧困問題に関する校内研修等の実施（人権教育推進室、県立学校教育課・特別支援教室、義務教育課、教育センター学びの丘）

教職員に対し、各種研修会や校内研修等様々な機会を通じて子供の貧困問題に関する理解を深めます。

(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)

- スクールソーシャルワーカーの配置拡充に努め、学校を窓口として、貧困家庭の子供等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていきます。
- スクールカウンセラーの配置拡充に努め、児童生徒の感情や情緒面の支援を行います。
- 身近な地域における保護者への支援活動を実施することにより、それぞれの家庭に寄り添った伴走型の支援体制を構築します。

不登校等総合対策事業（県立学校教育課、義務教育課、教育センター学びの丘）

いじめ問題や不登校問題に対するマニュアルを作成・活用するとともに、外部人材の派遣等により、問題の未然防止、早期発見・早期対応を図り、いじめ問題の解消や不登校生徒数の減少に取り組みます。教育分野に加えて、専門的な知識と技術を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの市町村教育委員会及び県立学校への配置拡充に努めるとともに、24時間子供SOSダイヤルでの電話相談をとおして、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の問題行動等の問題解決を図ります。

家庭教育子育て支援推進事業（生涯学習課）

すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、地域人材の養成や、家庭教育支援チームを中心として連携の仕組みづくり、身近な地域における保護者への学習機会の提供や相談対応等の支援活動を推進します。

生活保護制度（生業扶助）（福祉保健総務課）

生活保護世帯の子供が高校学校等に進学する際の入学料、入学考查料や就学中の授業料、教材費等を支給します。

また、生活保護世帯の高校生の就労収入が本人の高校卒業後の進学費用に充てられる場合は、収入として認定しない取扱いとするなど、安心して就学できるよう支援します。

（地域による学習支援）

- 子供の安全・安心な居場所としての放課後子ども教室等において、学習支援や体験活動の充実を目指します。
- きのくにコミュニティ・スクールの導入により、学校・家庭・地域の連携・協働を進め、地域による学習支援等の促進・充実を図ります。

地域ふれあいルーム推進事業（生涯学習課）

子供の安全・安心に配慮しつつ、放課後や週末、休日等の小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子供たちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進します。

子どもの居場所づくり推進事業（生涯学習課）★平成28年度独自施策、第5章参照

放課後等一人で過ごさなければならない子供等の居場所を、学校の空き教室や公民館等に設け、地域の方の参画を得て、学習意欲の向上や学習習慣の確立、自己肯定感の高揚等をめざす取組を推進します。

きのくにコミュニティスクール推進（生涯学習課、県立学校教育課・特別支援教育室、義務教育課）

地域住民や保護者等を構成員とした「学校運営協議会」を設置し、学校と地域が課題や目標、ビジョンを共有して協議を行います。

地域子ども団体育成（青少年・男女共同参画課）

地域との関わりや子供同士の交流を通じて、道徳心や社会性、また子供自身が目標に向かって主体的に行動していく「生きる力」を育むため、児童館等を活用し学習活動や創作活動、スポーツやリーダー育成などに取り組む子ども会の組織的・継続的な活動を支援します。

（高等学校等における就学継続のための支援）

- 社会的自立に必要な能力を育成するキャリア教育を推進するとともに、経済的な理由により高校を中途退学しても再チャレンジできる環境を整えます。また、働くことに悩みを抱える若者を対象に、意識啓発や情報提供を行います。

就職支援プロジェクト（県立学校教育課）

高校生の就職に係る課題の改善を図るため、求人開拓等の就職支援を推進するジョブサポートティーチャーや就職指導員を配置しています。

高等学校等学び直し支援（公立：教育総務課、私立：文化学術課）

高等学校等を中途退学した後、再び県内の高等学校等で学び直す生徒に対し、保護者（親権者）の「市町村民税所得割額」の合計が30万4,200円未満の生徒が申請することにより、高等学校学び直し支援金の受給資格を認定し、授業料の負担を軽減します。

※高等学校等就学支援金支給期間の経過後、卒業までの間（最長2年間）適用。

特別支援教育振興事業（特別支援教室）

卒業後の就職先の確保に向けた取組（生徒の状況に応じて、グループホーム等生活の場の確保も含む）を通して、経済的自立を促進しています。また、在学中から、卒業後に活用できる様々な福祉制度の情報等を発信し、アフターケア活動も含め、卒業生を支える取組を進めます。

若者自立支援事業（青少年・男女共同参画課）

県内3か所に設置している若者サポートステーションWith Youにおいて、若年無業者など社会生活を円滑に営む上で様々な困難を抱える若者からのあらゆる相談を受け付け、教育・雇用・福祉・保健・医療・矯正・更生保護等の各分野の関係機関と連携しながら個人の状況に応じた総合的・継続的な支援を実施し、職業的自立を促進します。また、支援関係者のスキルアップやネットワークの拡充を図るために会議や研修会の開催等を行う「子ども・若者支援地域協議会」の活動を展開します。

（2）貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上

- 対象児童や家庭への支援に取り組むことによって、全ての子供が安心して質の高い幼児教育を受けられる体制の整備を推進します。

幼児教育の質の向上（子ども未来課、義務教育課、教育センター学びの丘）

質の高い幼児教育を提供するため、幼稚園や保育所、認定こども園関係職員の研修を充実します。また、日常生活における基本的な習慣や態度の涵養等について、家庭環境に対する配慮など、特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所等に家庭支援推進保育士を加配し、対象児童や家庭への支援に取り組みます。

家庭教育子育て支援推進事業（生涯学習課）【再掲】

すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、地域人材の養成や、家庭教育支援チームを中心として連携の仕組みづくり、身近な地域における保護者への学習機会の提供や相談対応等の支援活動を推進します。

(3) 就学支援の充実

(義務教育段階の就学支援の充実)

- 研修会の実施による子供の貧困問題に関する教職員の理解増進、家庭における学習支援等の推進及び支援を必要とする者と制度とをつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実を図ります。

基本研修事業・専門研修事業（教育センター学びの丘）

教職経験年数に対応した研修及び専門性の向上を目指す研修において、学級集団づくりや生徒指導についての内容を取り上げています。その際、家庭環境に課題がある児童生徒の理解や家庭との連携、経済格差など児童生徒の実態を踏まえた研修を行っています。

不登校等総合対策事業（義務教育課、教育センター学びの丘）【再掲】

教育分野に加えて、専門的な知識と技術を有するスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めるとともに、24時間子供SOSダイヤルでの電話相談をとおして、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の問題行動等の問題解決を図ります。

（「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減）

- 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金制度を着実に実施するとともに、低所得世帯の生徒に対する支援として創設された高校生等奨学給付金制度などにより、低所得世帯への支援の充実を図ります。
- 私立高等学校等が行う授業料減免等に対して補助を行います。

高等学校等就学支援金（公立：教育総務課、私立：文化学術課）

県内の高等学校等に在学する保護者（親権者）の「市町村民税所得割額」の合計が30万4,200円未満の生徒が申請することにより、高等学校等就学支援金の受給資格を認定し、授業料の負担を軽減します。

県内の高等学校等に在学する生徒に対し、高等学校等就学支援金を支給することにより、就学を支援します。

和歌山県高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）（公立：生涯学習課、私立：文化学術課）

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯に対して奨学のための給付金を支給します。

私立高等学校授業料減額補助事業（文化学術課）

私立高等学校に在籍する生徒（保護者が和歌山県内に在住し、かつ経済的理由により就学が困難な者）の修学機会を確保するため、一定の条件を満たす場合、授業料減額補

助を行います。

○低所得世帯授業料減額事業

保護者等が県内に在住し、県内の私立高校（全日制）に在籍する生徒で、一定の収入額未満の世帯である生徒に授業料減額の支援を行う制度。

○家計急変世帯授業料減額事業

保護者等が県内に在住し、生徒が和歌山県、大阪府及び奈良県の私立高等学校（全日制）に在籍する世帯で、リストラ等により家計が急変し、一定の収入額未満となった場合、授業料減額の支援を行う制度。

(特別支援教育に関する支援の充実)

○ 特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図ります。

特別支援教育就学奨励費（教育総務課・特別支援教育室）

特別支援学校へ就学する幼児、児童又は生徒の保護者等に対し、就学に必要な経費の全部又は一部を補助します。

就学奨励費を支給することにより、特別支援学校へ就学する幼児、児童又は生徒の保護者等の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図ります。

特別支援教育振興事業（教育相談等早期支援）（特別支援教育室）

学校現場において特別な支援が必要な子供を対象に、特別支援学校のセンター的機能等を生かした巡回教育相談を実施する等、地域資源を活用した相談支援体制づくりを進めます。

（4）大学等進学に対する教育機会の提供

(高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済支援の充実)

(国公私立大学生・専門学校生等に対する経済的支援)

○ 意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず大学等への修学の機会を得られるよう、経済的支援を図ります。

○ 大学への進学を希望する高校生等が経済的な理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、大学生等進学給付金の支給により支援します。

和歌山県修学奨励（生涯学習課）

経済的理由により修学が困難な者に対して、以下の奨学金等を貸与することにより、修学の奨励と教育の機会均等を図り、有為な人材を育成します。

- ・ 高等学校等での修学に要する経費の一部として奨学金（月額）を貸与。
- ・ 大学・短期大学・専修学校専門課程（修業年限2年以上）での修学に要する経費

の一部として進学助成金（一時金）を貸与。

和歌山県大学生等進学給付金（生涯学習課）★平成28年度独自施策、第5章参照

進学意欲と学力が高いにもかかわらず、経済的な理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、また、将来の地域社会及び地域産業の担い手となるよう支援するため、低所得世帯のUターン志望の学生に対して大学生等進学給付金を支給します。

(5)生活困窮世帯等への学習支援

- 放課後等一人で過ごさなければならない子供等の居場所を、学校の空き教室や公民館等に設け学習支援を実施します。
- 児童養護施設等で暮らす子供に、学習環境の充実を図ります。
- 児童支援員をひとり親家庭に派遣し、子供の悩みを聞き、心の支えとなるとともに、生活面の指導を行います。

子どもの居場所づくり推進事業（生涯学習課）【再掲】★平成28年度独自施策、第5章参照

放課後等一人で過ごさなければならない子供等の居場所を、学校の空き教室や公民館等に設け、地域の方の参画を得て、学習意欲の向上や学習習慣の確立、自己肯定感の高揚等をめざす取組を推進します。

児童福祉施設措置費（子ども未来課）

児童養護施設等入所児童や里親に措置委託された児童の学習塾代や補習費を国と県で負担し、児童の学習意欲の向上をはかり、将来の自立に役立つよう支援します。

わかやまひとり親家庭アシスト（うち見守り支援）（子ども未来課）

ひとり親家庭では母（又は父）が一人で就労や育児を担うなど負担が大きいことから、見守り支援員による自立に向けた各種施策の活用支援や養育相談などへの対応を実施します。

地域共育コミュニティ形成促進事業（生涯学習課）

学校・家庭・地域のつながりを推進するための人材を養成するとともに、子供と地域住民による協働活動、地域ぐるみの子育て支援体制の整備、親自身の学習機会の充実など、学びを核に、すべての人がつながり、支え合う地域共育コミュニティの取組を推進します。

地域ふれあいルーム推進事業（生涯学習課）【再掲】

子供の安全・安心に配慮しつつ、放課後や週末、休日等の小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子供たちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進します。

(6) その他の教育支援

(夜間中学校の設置促進)

- 義務教育未修了の学齢超過者等のための就学機会の確保に努めます。

中学校夜間学級の設置促進（義務教育課）

義務教育未修了の学齢超過者等の就学機会の確保に重要な役割を果たしている中学校夜間学級について、その設置を促進します。

(子供の食事・栄養状況の確保)

- 学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。

学校における食育推進及び学校給食衛生管理に関する研修（健康体育課）

学校給食の充実と学校における食育の推進を図るとともに、食中毒防止の観点から学校給食の食の安全及び衛生管理に関する専門的知識の習得を図ることを目的とし、学校関係者を対象に研修を行います。

補食給食（健康体育課）

夜間定時制高等学校に学ぶ勤労青少年の健康保持と就学援助の観点から夜食の補助を行います。

対象校：県立定時制高等学校 10 校及び和歌山市立和歌山高等学校 1 校

補助対象生徒：有職生徒、疾病等により職に就くことができない者、心身に障害がある者、その他やむを得ない理由がある者

(多様な体験活動の機会の提供)

- 児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供します。
- 帰宅しても一人で過ごさざるを得ない子供に、家族の温かさを感じられる場所を提供します。

児童福祉施設措置費（子ども未来課）【再掲】

児童養護施設等入所児童と地域の人々との交流を促進することにより、入所児童の孤独感の解消や、社会性・協調性等自立意欲の向上を図ります。

和歌山こども食堂支援（子ども未来課）★平成28年度独自施策、第5章参照

帰宅しても一人で過ごさざるを得ない子供に、みんなで食卓を囲み楽しく食事をする等家族の温かさを感じられる場所を提供する民間団体の取組を支援します。

2 生活の支援

○生活の支援 和歌山県関連施策一覧

大綱第4の区分	大綱の支援項目	県の具体的施策	担当課
(1)保護者の生活支援	保護者の自立支援	生活困窮者に対する自立支援相談事業	福祉保健総務課
		母子家庭等就業・自立支援事業（うち、母子家庭等就業・自立支援センター事業等）	子ども未来課
	保育等の確保	子育て支援特別対策事業	子ども未来課
		地域ふれあいルーム推進事業【再掲】	生涯学習課
		放課後児童健全育成対策等施設整備	子ども未来課
	保護者の健康確保	母子・父子自立支援員の配置	子ども未来課
		子ども子育て支援事業（利用者支援事業）	健康推進課・子ども未来課
	母子生活支援施設等の活用	母子生活支援施設の活用	子ども未来課
	(2)子供の生活支援	児童養護施設等の退所児童等の支援	子ども未来課
		児童養護施設等の退所児童等のアフターケア推進	子ども未来課
		要保護児童対策等推進（貸付）	子ども未来課
		身元保証人確保事業	子ども未来課
		児童養護施設等児童自立定着指導事業	子ども未来課
	食育の推進に関する支援	次世代育成支援関係職員研修	子ども未来課
		和歌山こども食堂支援★【再掲】	子ども未来課
		児童養護施設等における家庭的養護の促進	子ども未来課
	ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援	地域ふれあいルーム推進事業【再掲】	生涯学習課
		子どもの居場所づくり推進事業★【再掲】	生涯学習課
		子育て支援特別対策事業【再掲】	子ども未来課
		放課後児童健全育成対策等施設整備【再掲】	子ども未来課
		和歌山こども食堂支援★【再掲】	子ども未来課
(3)関係機関が連携した包括的な支援体制の整備	関係機関の連携	要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携	子ども未来課
		若者自立支援事業【再掲】	青少年・男女共同参画課
		生活困窮者に対する自立支援相談事業【再掲】	福祉保健総務課
		母子家庭等就業・自立支援事業（うち、母子家庭等就業・自立支援センター事業等）【再掲】	子ども未来課
(4)子供の就労支援	ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援	普通課程職業訓練	労働政策課
		児童養護施設等の退所児童等のアフターケア推進【再掲】	子ども未来課
		若者自立支援事業【再掲】	青少年・男女共同参画課
		若年者の就職支援	労働政策課
	親の支援のない子供等への就労支援	普通課程職業訓練【再掲】	労働政策課
		若者自立支援事業【再掲】	青少年・男女共同参画課
		母子家庭就業・自立支援事業（うちひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援）	子ども未来課
		労働相談の実施	労働政策課
	高校中退者等への就労支援	労働教育の実施	労働政策課

大綱第4の区分	大綱の支援項目	県の具体的施策	担当課
(5) 支援する人員の確保等	社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化	児童福祉施設措置費【再掲】	子ども未来課
		里親支援担当職員の配置推進	子ども未来課
		新たな里親登録の推進	子ども未来課
		社会的養護体制整備・促進	子ども未来課
		児童相談所職員の専門性強化を目的とした研修など相談機能の強化の取組	子ども未来課
	相談職員の資質向上	母子家庭等就業・自立支援事業（うち、母子家庭等就業・自立支援センター事業等）【再掲】	子ども未来課
(6) その他の生活支援	妊娠期からの切れ目ない支援等	子ども子育て支援事業（利用者支援事業）【再掲】	健康推進課・子ども未来課
		乳幼児医療費助成事業	健康推進課
	住宅支援	母子世帯、父子世帯及び生活困窮度の高い子育て世帯に関する県営住宅への優先入居	建築住宅課
		母子父子寡婦福祉資金貸付金	子ども未来課
		生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金	福祉保健総務課

（1）保護者の生活支援

（保護者の自立支援）

- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援事業において包括的な支援を行い、困窮状態からの脱却を図ります。
- 子育てと就業の両立など、ひとり親世帯が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を行います。また、家庭生活支援員の派遣等を行うことで、ひとり親世帯が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図ります。

生活困窮者に対する自立相談支援事業（福祉保健総務課）

生活困窮者の相談に応じることで、個々の状況に応じた就労支援や住宅支援等の実施により、困窮状態からの脱却を図ります。

- (1) 振興局（那賀除く、串本支所含む。）及び市福祉事務所に相談員を配置し、相談対応を行います。
- (2) 家庭訪問等による出張相談も必要に応じて実施します。
- (3) 地域の関係機関と連携を図り、個々の相談者の課題に応じた支援プランを作成し、一人一人に応じた支援を実施します。

母子家庭等就業・自立支援事業（うち、母子家庭等就業・自立支援センター事業等）（子ども未来課）

母子家庭等就業・自立支援センターが、ひとり親家庭に対して就業相談、養育費相談を実施します。

【母子家庭等就業・自立支援センター事業】

- ・ひとり親家庭等を対象に、下記の事業を実施しています。

- ①就業支援事業・就業情報提供事業

…センター職員が相談者に対し、就業に必要な情報提供等

②就業支援講習会

…就業に有利な講座・研修会の開催

③管内自治体・福祉事務所支援事業

…振興局・市町村職員に研修会を実施

【弁護士相談】

- ・弁護士によるひとり親家庭に対する法律相談を実施

(保育等の確保)

- 就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進します。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進します。

子育て支援特別対策事業（子ども未来課）

保育士及び保育教諭確保対策事業を実施し、子供を安心して育てることができる環境を整備します。

地域ふれあいルーム推進事業（生涯学習課）【再掲】

子供の安全・安心に配慮しつつ、放課後や週末、休日等の小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子供たちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進します。

放課後児童健全育成対策等施設整備（子ども未来課）

昼間、保護者が就労等により家庭にいない小学生の健全育成に資するため、放課後児童クラブの施設整備を行う市町村を支援します。

(保護者の健康確保)

- ひとり親家庭が直面する課題に対応するため、福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、自立に必要な情報提供及び求職活動等に関する指導・相談を行います。
- 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを支援します。

母子・父子自立支援員の配置（子ども未来課）

ひとり親家庭が直面する課題に対応するため、福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、自立に必要な情報提供、相談指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援、母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する指導・相談を行います。

（実施主体）・県、中核市（和歌山市）、一般市（※岩出市、紀の川市除く。）

子ども子育て支援事業（利用者支援事業）（健康推進課・子ども未来課）

心身ともに健康な状態で、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、市町村がワンストップ型で対応する「子育て世代包括支援センター」の設置を支援します。

（母子生活支援施設等の活用）

- 専門的・継続的な生活指導等の支援を必要としている母子世帯の母等に対し、母子生活支援施設等を活用しながら地域での生活を支援します。

母子生活支援施設の活用（子ども未来課）

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所者について相談その他の援助を行います。

（2）子供の生活支援**（児童養護施設等の退所児童等の支援）**

- 自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進します。
- 児童養護施設等を退所する子供が安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業を行い子供たちの自立を支援します。
- 里親への委託や児童養護施設の入所措置を受けていた子供について、18歳到達後も原則22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業の創設を検討します。

児童養護施設等の退所児童等のアフターケア推進（子ども未来課）

児童養護施設退所者等に対して、生活や就業に関する相談に応じるとともに、子供が相互に意見交換や情報交換等を行えるよう、自助グループ活動を支援するなど、地域社会における社会的自立の促進を図ります。

要保護児童対策等推進（貸付）（子ども未来課）

児童養護施設等退所児童のうち、就職者や大学進学者で生活費等の確保が困難な者への貸付を行います。

身元保証人確保事業（子ども未来課）

児童養護施設等に入所中又は退所した子供等が就職やアパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人になる場合の損害保険契約を締結することにより、身元保証人を確保し、子供等の社会的自立の促進を図ります。

児童養護施設等児童自立定着指導事業（子ども未来課）

児童養護施設等退所児童に対して、自立後の生活及び就業指導を行うための施設指導員の旅費を支給します。

（食育の推進に関する支援）

- 乳幼児期は、子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に大きな役割を果たす時期もあるため、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会を活用して、食育を推進します。
- 子どもの発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めます。

次世代育成支援関係職員研修（子ども未来課）

就学前の幼児の健全な発育及び健康の維持・増進を図るため、給食の充実と食育の推進に対する認識を深めるとともに、栄養・衛生管理の改善と調理技術の向上を目的とし、栄養士、調理員、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、市町村職員等を対象に、栄養・衛生管理の改善、調理技術の向上に関する研修を行います。

和歌山こども食堂支援（子ども未来課）【再掲】★平成28年度独自施策、第5章参照

帰宅しても一人で過ごさざるを得ない子供に、みんなで食卓を囲み楽しく食事をする等家族の温かさを感じられる場所を提供する民間団体の取組を支援します。

児童養護施設等における家庭的養護の促進（子ども未来課）

児童養護施設の小規模化等による家庭的養護を促進し、施設入所児童が少人数制の家庭的な環境の中で生活することにより、正しい食習慣を身につけられるよう支援します。

（ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援）

- 生活困窮者に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業や、生活困窮世帯の子供を対象に、居場所づくりを含む学習支援事業を実施します。
- 就労希望等により保育を必要とする全ての子育てニーズに対応するため保育所の整備等の取組を推進します。

地域ふれあいルーム推進事業（生涯学習課）【再掲】

子供の安全・安心に配慮しつつ、放課後や週末、休日等の小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子供たちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進します。

子どもの居場所づくり推進事業（生涯学習課）【再掲】★平成28年度独自施策、第5章参照

放課後等一人で過ごさなければならない子供等の居場所を、学校の空き教室や公民館等

に設け、地域の方の参画を得て、学習意欲の向上や学習習慣の確立、自己肯定感の高揚等をめざす取組を推進します。

子育て支援特別対策事業（子ども未来課）

就労希望等により保育を必要とする全ての子育てニーズに対応するため保育所の整備等の取組を推進します。

子供を安心して育てることができる環境を整備するため、保育所等整備の支援を実施するとともに、保育士及び保育教諭確保対策事業を実施します。

放課後児童健全育成対策等施設整備（子ども未来課）【再掲】

昼間、保護者が就労等により家庭にいない小学生の健全育成に資するため、放課後児童クラブの施設整備を行う市町村を支援します。

和歌山こども食堂支援（子ども未来課）【再掲】★平成28年度独自施策、第5章参照

帰宅しても一人で過ごさざるを得ない子供に、みんなで食卓を囲み楽しく食事をする等家族の温かさを感じられる場所を提供する民間団体の取組を支援します。

（3）関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

（関係機関の連携）

- 困難な環境に負けず、進学や就労による自立を目指す子供たちを支援するため、児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して支援します。

要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携（子ども未来課）

和歌山県児童虐待防止連絡協議会を設置し、保健、福祉、医療、教育、警察等の関係機関及び関係団体と連携を図り、児童虐待防止対策を総合的に推進します。

また、各市町村単位に設置されている要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、児童相談所、学校、警察、医療機関や民生委員・児童委員など関係機関が連携し、子供への虐待の兆候を見逃すことなく未然に防止するとともに、地域が協力して子供と家庭を見守り支える体制を構築します。

若者自立支援事業（青少年・男女共同参画課）【再掲】

県内3か所に設置している若者サポートステーションWith Youにおいて、若年無業者など社会生活を円滑に営む上で様々な困難を抱える若者からのあらゆる相談を受け付け、教育・雇用・福祉・保健・医療・矯正・更生保護等の各分野の関係機関と連携しながら個人の状況に応じた総合的・継続的な支援を実施し、職業的自立を促進します。また、支援関係者のスキルアップやネットワークの拡充を図るための会議や研修会の開催等を行う「子ども・若者支援地域協議会」の活動を展開します。

生活困窮者に対する自立相談支援事業（福祉保健総務課）【再掲】

生活困窮者の相談に応じることで、個々の状況に応じた、就労支援や住宅支援等の実施より、困窮状態からの脱却を図ります。

- (1) 振興局（那賀除く、串本支所含む。）及び市福祉事務所に相談員を配置し、相談対応を行います。
- (2) 家庭訪問等による出張相談も必要に応じて実施します。
- (3) 地域の関係機関と連携を図り、個々の相談者の課題に応じた支援プランを作成し、一人一人に応じた支援を実施します。

（4）子供の就労支援

（ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援）

- 母子家庭等就業・自立支援センターが、ひとり親家庭の子供に対して就業相談を実施します。
- 産業技術専門学院では、就職への不安や悩みなどがある訓練生には、相談に応じるなど自立を支援します。生活困窮者に対しては、授業料の免除・減免も実施します。
- 自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進します。

母子家庭等就業・自立支援事業（うち、母子家庭等就業・自立支援センター事業等）（子ども未来課）

【再掲】

母子家庭等就業・自立支援センターが、ひとり親家庭に対して就業相談を実施します。

【母子家庭等就業・自立支援センター事業】

- ・ひとり親家庭等を対象に、下記の事業を実施しています。
 - ①就業支援事業・就業情報提供事業
 - …センター職員が相談者に対し、就業に必要な情報提供等
 - ②就業支援講習会
 - …就業に有利な講座・研修会の開催
 - ③管内自治体・福祉事務所支援事業
 - …振興局・市町村職員に研修会を実施

普通課程職業訓練（労働政策課）

県立産業技術専門学院（県内2か所）において、主に若年者を対象として、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための1年間又は2年間の訓練を実施します。

少人数制の実技を重視したカリキュラムにより、ものづくり等に関する技術・技能・資格を習得することができ、職業訓練指導員が就職への不安や悩みなどの相談に対応し、若者の職業的自立を支援します。生活困窮者など特別の事情があると認められる者については、授業料の免除・減免をしています。

児童養護施設等の退所児童等のアフターケア推進（子ども未来課）【再掲】

児童養護施設退所者等に対して、生活や就業に関する相談に応じるとともに、子供が相互に意見交換や情報交換等を行えるよう、自助グループ活動を支援するなど、地域社会における社会的自立の促進を図ります。

（親の支援のない子供等への就労支援）

- 児童養護施設の子供など、親の支援が乏しい子供が、就職し、ひとり立ちできるよう支援します。

若者自立支援事業（青少年・男女共同参画課）【再掲】

県内3か所に設置している若者サポートステーションWith Youにおいて、若年無業者など社会生活を円滑に営む上で様々な困難を抱える若者からのあらゆる相談を受け付け、教育・雇用・福祉・保健・医療・矯正・更生保護等の各分野の関係機関と連携しながら個人の状況に応じた総合的・継続的な支援を実施し、職業的自立を促進します。また、支援関係者のスキルアップやネットワークの拡充を図るための会議や研修会の開催等を行う「子ども・若者支援地域協議会」の活動を展開します。

若年者の就職支援（労働政策課）

ジョブカフェわかやまを中心に、ハローワークサロンほんまちなどの関係機関と連携し、キャリアカウンセリング、セミナー、職業紹介などを行い、若者の就業・定着を図ります。

普通課程職業訓練（労働政策課）【再掲】

県立産業技術専門学院（県内2か所）において、主に若年者を対象として、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための1年間又は2年間の訓練を実施します。

少人数制の実技を重視したカリキュラムにより、ものづくり等に関する技術・技能・資格を習得することができ、職業訓練指導員が就職への不安や悩みなどの相談に対応し、若者の職業的自立を支援します。生活困窮者など特別の事情があると認められる者については、授業料の免除・減免をしています。

(高校中退者等への就労支援)

- ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施します。
- 高校中退者等についても、若者の就労支援機関等で連携しながら就労への支援を行います。
- 労働相談室において、相談員が労働条件やいじめ・嫌がらせなどの悩みを持つ労働者に対して、相談助言や情報提供を行います。
- 働く前から労働者の権利等、労働法に関する基礎的な知識を深めるため、高校3年生や大学生に対して学習支援を行います。
- 労働相談室において、相談員が労働条件やいじめ・嫌がらせなどの悩みを持つ労働者に対して、相談助言や情報提供を行います。
- 働く前から労働者の権利等、労働法に関する基礎的な知識を深めるため、高校3年生や大学生に対して学習支援を行います。

若者自立支援事業（青少年・男女共同参画課）【再掲】

県内3か所に設置している若者サポートステーション With Youにおいて、若年無業者など社会生活を円滑に営む上で様々な困難を抱える若者からのあらゆる相談を受け付け、教育・雇用・福祉・保健・医療・矯正・更生保護等の各分野の関係機関と連携しながら個人の状況に応じた総合的・継続的な支援を実施し、職業的自立を促進します。また、支援関係者のスキルアップやネットワークの拡充を図るための会議や研修会の開催等を行う「子ども・若者支援地域協議会」の活動を展開します。

母子家庭就業・自立支援事業（うちひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援）（子ども未来課）

ひとり親家庭の親及び子が自立や生活の安定を図るために、高卒認定試験の受験に必要な講座等を受講する費用の一部（受講修了時 受講費用の20%、高卒認定試験合格時受講費用の40%、上限15万円）を給付します。

労働相談の実施（労働政策課）

常設する労働相談室において、労働時間や賃金等の労働条件やいじめ・嫌がらせなどの悩みを持つ労働者に対して、相談員が寄り添った相談対応や労働局等関係機関との連携した支援を行い、労働者の安定した就労を促進します。

労働教育の実施（労働政策課）

高校3年生への啓発リーフレットを活用した教育や労働局による和歌山大学での講義等を通じ、社会に出る前から労働知識の習得するための支援を行います。

(5) 支援する人員の確保等

(社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化)

- 社会的養護を必要とする子供たちの環境整備のため、施設の小規模化や里親委託率の向上等、家庭的養護を推進します。
- 複雑で多様化した児童虐待への対応のため、児童相談所の機能強化及び市町村等関係機関との連携強化を図ります。

児童福祉施設措置費（子ども未来課）

児童養護施設の施設運営の質の向上のため、人員配置を充実させるとともに、できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係の下で子供を育てることができるよう施設のケア単位の小規模化を推進します。

里親支援担当職員の配置推進（子ども未来課）

児童養護施設及び乳児院に地域の里親及びファミリーホームを支援する拠点としての機能をもたせ、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会等と連携して、所属施設の入所児童の里親委託の推進、退所児童のアフターケアとしての里親支援、所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援を行い、里親委託の推進及び里親支援の充実を図ります。

新たな里親の登録の推進（子ども未来課）

里親経験者による講演会や里親制度の説明会等を積極的に実施するなど里親制度の広報活動を行い、新たな養育里親を開拓するとともに、併せて養子縁組を円滑に推進するため、養子縁組によって養親となることを希望する者を開拓します。

社会的養護体制整備・促進（子ども未来課）

里親登録の少ない紀南地域に新たに里親支援機関を整備することにより、紀南地方を中心とした里親支援体制の充実を図り、里親委託を推進します。

児童相談所職員の専門性強化を目的とした研修など相談機能の強化の取組（子ども未来課）

児童をめぐる複雑で多様化した問題に対応するため、児童相談所において各種の体系的な研修の実施により、専門性のある人材を養成し、個々人の能力を高めるとともに組織の対応力の確保及び向上を図ります。

(相談職員の資質向上)

- ひとり親世帯の保護者の相談に応じて自立に必要な情報提供等を行う母子父子自立支援員や地域住民のさまざまな相談等に対応している市町村職員等に対して、資質の向上を図るために研修を行います。

母子家庭等就業・自立支援事業（うち、母子家庭等就業・自立支援センター事業等）（子ども未来課）

【再掲】

ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子・父子自立支援員等の職員の資質向上を図るため、母子家庭等就業・自立支援センターが、振興局や市町村職員に対し研修会を実施します。

(6) その他の生活支援

(妊娠期からの切れ目ない支援等)

- 家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子供が健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを目指します。

子ども子育て支援事業（利用者支援事業）（健康推進課・子ども未来課）【再掲】

心身ともに健康な状態で、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、市町村がワンストップ型で対応する「子育て世代包括支援センター」の設置を支援します。

乳幼児医療費助成事業（健康推進課）

乳幼児の医療費を助成する市町村に対し、県が1/2を補助します。（所得制限あり）

支給対象者 … 就学前の乳幼児

給付内容 … 乳幼児の保険医療費自己負担分

実施市町村 … 県下30市町村

(住宅支援)

- 母子世帯、父子世帯、多子世帯等、住宅困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅に係る優先入居を行い、子育て世帯等の居住の安定を支援します。
- 母子福祉資金貸付金のうち、住宅資金や転宅資金の貸付けを通じてひとり親家庭の住宅支援を行います。
- 生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給します。

母子世帯、父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯に関する県営住宅への優先入居（建築住宅課）

母子又は父子世帯（配偶者のない女子又は男子で現に20歳未満の子を扶養している方）、小学校就学前世帯及び多子世帯（18歳未満の同居扶養親族である児童が3人以上）の方で県営住宅への申込資格を満たす場合、選定において優先枠と一般枠の2回の抽選機会を設定し、優先的入居を図ります。

<申込資格>

同居親族があること

申込世帯全員の合計所得による計算後の月収額が、15万8千円以下であること（子供が小学校就学前であれば、21万4千円以下）

本人及び同居者の所有する住宅がないこと

母子父子寡婦福祉資金貸付金（子ども未来課）

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭、父子家庭、寡婦及び父母のいな児童の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその児童の福祉を増進するため、下記の12種類の資金を貸し付けます。

- ・資金の種類：①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤就業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金

生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金（福祉保健総務課）

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

3 保護者の就労支援

○保護者に対する就労の支援 和歌山県関連施策一覧

大綱の支援項目	県の具体的施策	担当課
親の就労支援	母子家庭等就業・自立支援事業（うち、母子家庭等就業・自立支援センター事業等） 【再掲】	子ども未来課
	母子家庭等就業・自立支援事業（うち高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金）	子ども未来課
	離転職者等職業訓練、施設外訓練	労働政策課
	若者自立支援事業 【再掲】	青少年・男女共同参画課
	わかやまひとり親家庭アシスト（うち就労支援）	子ども未来課
	生活困窮者等への就労支援	福祉保健総務課
	和歌山再就職支援「就活サイクル」プロジェクト事業	労働政策課
	人材Uターン等就職促進事業	労働政策課
	雇用支援就職促進事業	労働政策課
就労機会の確保	母子家庭等就業・自立支援事業（自立センターの運営委託）	子ども未来課

（親の就労支援）

- 母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供などを行います。
- 自立に向けた相談体制の強化のために、ひとり親家庭見守り支援員を設置することにより、個々の実態に即した母子・父子自立支援プログラムを策定し、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施します。
- 高等職業訓練促進給付金等事業を通じ、ひとり親世帯への就業支援を行い、親の就労機会の確保に努めます。
- 生活困窮者や生活保護受給者に対し、就労支援員による求職活動への支援、ハローワークと福祉事務所との連携による支援、求職活動中の家賃の給付などきめ細やかな支援を行います。
- 労働相談室において、相談員が労働条件やいじめ・嫌がらせなどの悩みを持つ労働者に対して、相談助言や情報提供を行います。

母子家庭等就業・自立支援事業（うち、母子家庭等就業・自立支援センター事業等）（子ども未来課）**【再掲】**

母子家庭等就業・自立支援センターが、ひとり親家庭に対して就業相談を実施します。

【母子家庭等就業・自立支援センター事業】

- ・ひとり親家庭等を対象に、下記の事業を実施しています。

①就業支援事業・就業情報提供事業

…センター職員が相談者に対し、就業に必要な情報提供等

②就業支援講習会

…就業に有利な講座・研修会の開催

③管内自治体・福祉事務所支援事業

…振興局・市町村職員に研修会を実施

母子家庭等就業・自立支援事業（うち、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金）（子ども未来課）

ひとり親家庭の親が、就業に結びつきやすい資格を取得するため看護師・保育士等の養成機関修学中において給付金を実施します。

(事業概要)**①高等職業訓練促進給付金**

看護師・保育士等の資格取得のため養成機関修学中において、生活費相当額として月額 100,000 円(市町村民税非課税世帯)又は月額 70,500 円(市町村民課税世帯)を給付します。

②自立支援教育訓練給付金

厚生労働省が指定する講座を受講する場合に、受講費用の 20%を給付します。

離転職者等職業訓練、施設外訓練（労働政策課）

求職中の母子家庭の母等を対象とする職業訓練を民間教育訓練機関等へ委託し、就職に役立つ知識・技能の習得を行うことで、早期の就労を支援します。

若者自立支援事業（青少年・男女共同参画課）【再掲】

県内 3 か所に設置している若者サポートステーション With You において、若年無業者など社会生活を円滑に営む上で様々な困難を抱える若者からのあらゆる相談を受け付け、教育・雇用・福祉・保健・医療・矯正・更生保護等の各分野の関係機関と連携しながら個人の状況に応じた総合的・継続的な支援を実施し、職業的自立を促進します。また、支援関係者のスキルアップやネットワークの拡充を図るための会議や研修会の開催等を行う「子ども・若者支援地域協議会」の活動を展開します。

わかやまひとり親家庭アシスト（うち就労支援）（子ども未来課）【再掲】

ひとり親家庭では母(又は父)が一人で就労や育児を担うなど負担が大きいことから、見守り支援員による自立に向けた各種施策の活用支援や養育相談などへの対応を実施します。

生活困窮者等への就労支援（福祉保健総務課）

生活困窮者等の状況に応じ、ハローワークへの同行など就労支援員による支援や、就労に課題のある方に対しては社会福祉法人と連携し、ボランティア活動の場を提供し、就労に必要な生活習慣や社会参加能力の向上を図る支援を実施します。

和歌山再就職支援「就活サイクル」プロジェクト事業（労働政策課）

結婚や出産により離職した女性等の再就職を支援するため、2月を就活月間とする県独自の「就活サイクル」を企業と協力して構築するとともに、再就職支援セミナーや個別相談を実施する再就職応援拠点を設置し、若年求職者の就職をサポートする「ジョブカフェわかやま」と一体的に運営することで、求職者へのワンストップサービスの強化を図ります。

人材Uターン等就職支援事業（労働政策課）

求職者と県内企業が出会う合同企業説明会を県外や県内各地で行うことにより、県内企業の人材を確保するとともに新規学卒者や再就職希望者等の就職を支援します。

雇用支援就職促進事業（労働政策課）

不安定な就労状況にある方や高齢者、障害者など就職が困難な方々に対して、巡回相談により相談者に応じた求人情報を提供し就職を支援します。

さまざまな理由により、就職することが困難な方々に対し一人ひとりのニーズに対応した求人を随時提供することにより、就職を実現します。

労働相談の実施（労働政策課）【再掲】

常設する労働相談室において、労働時間や賃金等の労働条件やいじめ・嫌がらせなどの悩みを持つ労働者に対して、相談員が寄り添った相談対応や労働局等関係機関との連携した支援を行い、労働者の安定した就労を促進します。

（就労機会の確保）

- ひとり親世帯の親が子供を育てながら働くとともに、将来的に正規雇用に移行するためのスキルアップを図るための支援を推進します。

母子家庭等就業・自立支援事業（うち、自立支援センター運営委託）（子ども未来課）

ひとり親家庭等を対象に、下記の母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施する自立支援センターの運営を和歌山県母子寡婦福祉連合会に委託し、就業支援を推進します。

- ①就業支援事業・就業情報提供事業…センター職員が相談者に対し、就業に必要な情報提供等
- ②就業支援講習会…就業に有利な講座・研修会の開催
- ③管内自治体・福祉事務所支援事業…振興局・市町村職員に研修会を実施

4 経済的支援

○経済的支援 和歌山県関連施策一覧

大綱の支援項目	県の具体的施策	担当課
児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し	児童扶養手当	子ども未来課
ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討	ひとり親家庭等実態調査	子ども未来課
母子寡婦福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大	母子父子寡婦福祉資金貸付金	子ども未来課
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付	子ども未来課
	生活福祉資金貸付制度	福祉保健総務課
教育扶助の支給方法	生活保護制度（教育扶助）	福祉保健総務課
生活保護世帯の子供の進学時の支援	生活保護制度（生業扶助）	福祉保健総務課
養育費の確保に関する支援	母子家庭等就業・自立支援事業（うち、母子家庭等就業・自立支援センター事業等）	子ども未来課
	ひとり親家庭医療費助成事業	子ども未来課
	乳幼児医療費助成事業【再掲】	健康推進課
	小児慢性特定疾病医療費助成事業	健康推進課

（児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し）

- 児童扶養手当や特別児童扶養手当により、ひとり親世帯の児童や障害児に対して経済的支援を行います。

児童扶養手当（子ども未来課）

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立促進に寄与するため、当該児童に対して児童扶養手当を支給します。また、平成28年8月分より、第2子及び第3子以降の加算額を増額しています。

（ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討）

- ひとり親世帯の就業支援や経済的支援等の自立への効果等について、調査等の実施を検討します。

ひとり親家庭等実態調査（子ども未来課）

母子家庭等の家庭生活及び職業生活の動向等を把握するとともに、今後のひとり親家庭等の施策を進める上での基礎資料とするため、児童扶養手当の受給資格を有する世帯を対象に、家庭生活、職業生活、福祉施策の利用状況等について5年に一度無記名のア

ンケート調査を行っています。

(母子寡婦福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大)

- 母子福祉資金貸付金等について、貸付対象が父子世帯に拡大されたところであり、貸付事務等の円滑な履行に努めます。

母子父子寡婦福祉資金貸付金（子ども未来課）【再掲】

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭、父子家庭、寡婦及び父母のいないう児童の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその児童の福祉を増進するため、下記の12種類の資金を貸し付けます。

- ・資金の種類：①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤就業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付（子ども未来課）

ひとり親家庭の親であり高等職業訓練促進給付金の支給対象者に対し、入学準備金及び就職準備金を貸与します。また、養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、かつ県内に居住し5年間その職に従事した場合は、返還を免除します。

〈貸付額〉

- | | |
|-----------------------------|------------|
| ・養成学校への入学時 | 入学準備金 50万円 |
| ・養成学校を修了し資格を活かし、かつ、資格を取得した時 | 就職準備金 20万円 |

生活福祉資金貸付制度（福祉保健総務課）

低所得世帯の子供が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な費用の無利子貸付けを行います。

〈貸付額〉

- ・高校 月 3.5万以内
- ・高等専門学校 月 6万以内
- ・短期大学 月 6万以内
- ・大学 月 6.5万以内

(教育扶助の支給方法)

- 生活保護における教育扶助については、学校の長に対して直接支払う事が可能となっており、義務教育機関の子供が必要とする費用に適切に支給します。

生活保護制度（教育扶助）（福祉保健総務課）

義務教育期間の子供がいる世帯に給食費等の修学にかかる費用を支給します。

(生活保護世帯の子供の進学時の支援)

- 生活保護世帯の子供が、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考查料等を支給します。

生活保護制度（生業扶助）（福祉保健総務課）【再掲】

生活保護世帯の子供が高校学校等に進学する際の入学料、入学考查料や就学中の授業料、教材費等を支給します。

また、生活保護世帯の高校生の就労収入が本人の高校卒業後の進学費用に充てられる場合は、収入として認定しない取扱いとするなど、安心して就学できるよう支援します。

(養育費の確保に関する支援)

- 両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われるよう、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費に関する相談に応じます。
- 生活困窮の状況にあっても適時に必要な医療サービスが受けられるよう、各市町村において小児医療費への助成等を行っています。

母子家庭等就業・自立支援事業（うち、母子家庭等就業・自立支援センター事業等）（子ども未来課）

【再掲】

母子家庭等就業・自立支援センターにおいて弁護士によるひとり親家庭に対する法律相談を実施します。

ひとり親家庭医療費助成事業（子ども未来課）

ひとり親家庭等の医療費を助成する市町村に対し、県が 1/2 を補助します。

支給対象者…ひとり親家庭又はそれに準じたもの（原則、母子父子寡婦福祉法に規定する母子家庭・父子家庭の規則に準ずる）。

対象医療…ひとり親家庭等の保険医療費自己負担分

実施市町村…県下 30 市町村

乳幼児医療費助成事業（健康推進課）【再掲】

乳幼児の医療費を助成する市町村に対し、県が 1/2 を補助します。（所得制限あり）

支給対象者 … 就学前の乳幼児
給付内容 … 乳幼児の保険医療費自己負担分
実施市町村 … 県下 30 市町村

小児慢性特定疾病医療費助成事業（健康推進課）

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、児童福祉法に基づき、医療費に要した費用を助成します。

支給対象者 : 小児慢性特定疾病にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病的程度である児童等

児童等給付内容 : 生計中心者の所得税額及び市町村民税額に応じて自己負担額を設定しており、生活保護世帯等は自己負担なし